

いぶすき 市議会だより

第32号

発行日
平成25年5月20日

<編集> 議会広報委員会
<発行> 指宿市議会 ☎0993(22)2111 (内線511・512) FAX0993(24)5255
Eメールアドレス gikai@city.ibusuki.lg.jp



アロハ健幸ウォーク

【第1回定例会日程】

2月26日 本会議

● 会期の決定

● 提出議案の提案理由説明

● 陳情の委員会付託

2月28日 本会議

● 議案質疑・一部審議・委員

会付託

3月4日・5日

● 総務水道委員会

3月6日・7日

● 文教厚生委員会

3月8日・11日

● 産業建設委員会

3月18日 本会議

● 一般質問

3月19日 本会議

● 一般質問

● 追加議案の一部審議・委員

会付託

● 総務水道委員会

● 文教厚生委員会

3月21日

● 産業建設委員会

3月28日 本会議

● 各常任委員会の審査結果報

告及び審議

● 追加議案の審議

市政のごまごが聞きたい

《一般質問》

三月定例会で九人の議員が市政の各方面にわたって質問を行いました。

掲載の内容は、主な項目についての質問と答弁の要旨であり、質問者の文責によるものです。



なお、本会議の会議録は市議会事務局、山川・開聞庁舎、図書館及び市ホームページで閲覧できます。一般質問などの詳しい内容については会議録をご覧ください。

農業振興及び岩本交差点等について



高橋 三樹議員

問 字陣ノ尾、尾長谷の畑は日当たりも良く、よく肥えており、一等地の畑だが、排水路がなく路面が傷んでいるため、トラクター、耕運機、軽トラックの走行に支障を来し、農作物の荷傷みの原因となっている。農道側溝整備及び排水路整備が必要ではないか。

答 農業農村整備事業のメニューを精査しながら、何らかの形で整備できないか検討する。

問 全体的に流末の水路も必要な地域である。受益者の

同意書を添えて要望書を提出すると聞いているが、どのように対応するのか。

答 排水路についても、流末水路がない状態で、海岸側の市道へ土砂流出もあり、防災を含めて関係部署とも協議を重ねてまいりたい。

問 岩本交差点改良事業の進捗状況は。

答 現在のところ、約九十パーセントの用地交渉が完了している。

問 完成までの予定は。

答 今後、残りの用地交渉が進むと、平成二十五年度に岩本麓遺跡の埋蔵文化財調査を行い、その後、本工事に着手する。

問 岩本交差点から海岸へ通る市道岩本麓線の整備は、

どうなっているのか。

答 市道岩本麓線改良舗装事業として、今後進めていく。

問 指宿漁協岩本支所前の漁港関連道がクランク状になっているのか。改良の必要はないのか。

答 県へ要望してまいりたい。

問 岩本トンネルから薩摩焼までの区間に歩道がないが、南薩地区総合開発期成会等要望できないか。

答 今後要望していく。



山川高校の支援、障がい児の学童保育及び「健幸」の施策について



六反園 弘議員

問 市長は、山川高校支援活性化対策協議会長として、山川高校の現状をどう認識しているか。

答 山川高校は、南薩の食糧基地である指宿市の農業後継者育成に欠かせない学校だが、低い充足率が続くから存続自体が危ないので、活性化が急務である。

問 県教育委員会には、山川高校存続をどのように訴えるか。

答 地元の農協や農業後継者の方々の意見を十分汲みながら、指宿地区の農業を守るために、山川高校の役割は大きいということを地域と一緒に伝えて強く訴えていきたい。

問 障がい児の学童保育について、実現の見通しは。

答 子供の放課後を考える会との話し合いの中で、民間事業所委託について理解が得られたので、現在、県へ認可申請中の南九州市の社

会福祉法人が認可されたら、平成二十五年度中に障がい児の学童保育事業を実現させたいと考えている。

問 二反田川上流の永田地区の休耕地を活用して公園を造れば、温湯・木之下・宮だけでなく、田之畑・道上・道下の住民の健幸づくりに役立つのではないか。

答 医療費の問題だけでなく健康寿命を伸ばすということとは、行政に課せられた大きな課題である。歩くことや人に触れ合うことで健康になり、健康寿命を伸ばすという、これがSWC構想の原点である。十分検討し、事業推進に向けて努力したい。

乳幼児等医療費助成制度、なのはな館及びごみ袋の問題について



前之園正和議員

問 乳幼児等医療費助成制度は、今回、小学三年生まで完全無料になったが、県内各市では、小学校や中学校を卒業するまで無料にする自治体が増えている。そのことを承知しているか。また、指宿市も更に充実する考えはないか。

答 県内において、中学校や小学校卒業まで拡充しているところは十分認識している。今後の拡充については、研究・検討してまいりたい。

問 なのはな館について、利用者公募の用途はたっているか。県から建物の無償譲渡を受ければ、場合によっては解体費用等大きなリスクを負う。無償貸与している土地は返還を求め、リスクを回避すべきではないか。返還後の土地については、グラウンドゴルフのコースを含めて、再利用計画を立てればよいと思うがどうか。

答 公募の用途は立っていない。今後も用途がたえない状況に置かれた場合は、しかるべき時期に決断したいと思っている。

問 廃棄物減量等推進協議会から正式な答申がなされる前に、その内容で集落長に市から説明がなされ、その中にごみ袋の値上げのことも含まれている。ごみ袋代の値上げを着々と準備しているのではないか。また、ごみ袋の値上げについては、一年半前に議会ですべてを否定したが、その重みをどのように考えているか。

答 正式答申の前だったが、議会の議決があれば二十五年度から実施していきます。

という説明をした。議員の判断も、審議会の答申も重く受け止め尊重しなければならぬ。ごみ袋の価格については、これからの検討だ。

その他の質問事項

○ひとり親家庭等医療費助成について

農業振興策(六次産業)、有害鳥獣捕獲、住宅リフォーム制度及び廃家(空き家)処理条例について



井元 伸明議員

問 六次産業で農家の育成支援策は。

答 国が推進する六次産業化で、本市においても加工十二経営体、観光農園七経営体、農家レストラン四経営体がある。今後六次産業化へ意欲を示している団体等が六経営体あり、サツマイモ使用のお菓子づくりや、黒豚ベーコンに挑戦する取り組みがあるので、今後更に関係機関との連携を強化し、農業者や起業志向者に対して、支援に努めてまいりたい。

問 有害鳥獣の被害状況と、

ヒヨドリ等の捕獲にカスミ網の使用は可能か。

答 鳥獣被害は、ここ数年五百件を超えている。特にサル被害は十三件あるが、これまで罠や銃器による捕獲には至っていない。ヒヨドリ等の捕獲にカスミ網を使用することは、法律で禁止されている。

問 住宅リフォーム助成事業(事業費三千万円)導入での経済効果をどれくらいと想定されているのか。

答 補助率が事業費の十パーセント、補助金の上限は十萬円で、事業費の合計が三億円を超える。また、三千万円の商品券の交付により、市内で買い物をするので、六億三千万円の経済効果が見込まれる。

問 空き家が全国的に増加傾向にあり問題になっているが、現在、市内の状況と条例制定の考えはないか。

答 市内の空き家の数は、千二百四十一棟で、うち危険な空き家が百八棟あり、所有者に対して文書等による対策を依頼している。条例制定については、他自治体の条例内容を調査研究している。



廃家(空き家)

その他の質問事項
○危機管理について

生活保護基準引き下げ及び障がいをもつ子供の学童保育について



下柳田賢次議員

問 国の生活保護基準の引き下げによって、本市の生活保護世帯への影響は。

答 市の財政負担が生じる場合の対応については、国の方針が明らかになり次第、他市の状況を注視しながら検討したい。

問 生活保護世帯以外の方で、この基準を基に様々な減免措置やサービスを受けている低所得世帯への影響は。

答 できる限り影響が出ないよう対応するという国の方

針を理解した上で対応したい。

問 本市では健常児の学童保育は実施しているが、障がいをもつ子供の学童保育は全く対応がなされていない。障がいをもつ子供やその保護者の苦勞や悩み等、不安を抱えながら子育てをしている現状は、一日も早く解決しなければならぬと思う。この状況下で市長は、保護者など関係者を前に「行政の責任で障がい児の発達支援、自立支援をしていかなければならない」、「障がい児童学童保育の設置は義務だ」と発言している。また、「特に障がいのある子供は手厚く支援してやる必要があるのでマニフェストに盛り込んだ」との議会答弁もあつた中で出した答えが、市の直営、公共機関への委託は現状では難しい。民間の施設や保護者、地域の協働でできないか協議したいとのことであつた。市長のこれまでの発言や答弁と、この回答書はあまりにもかけ離れた内容で、保護者の方々は何を信じていいのか分からないと思う。これは福祉のど真ん中の問題で、行政が責任をもつてやらなければならない問題であると思うが。

答 職員の確保や維持費を勘案し、厳しいと判断した。マニフェストに掲げたからと言って、市が丸抱えで、すべてできる問題でもない。

その他の質問事項
○指宿市公舎管理規程について

農業振興及び空き家対策について



西森 三義議員

問 農地を守るため、農地・水・環境保全管理事業への取り組みを、各公民館で実施できないか。

答 農村集落では、高齢化等が進行している現状で、各公民館単位での取り組みは難しいので、校区単位、区単位での取り組みで、二十の環境整備会を組織し、保全管理に努めている。

問 畑かん区域の施設については、三十年以上経過し老朽化が進んでいる。給水栓の改修は計画されているが、農道の路肩部分の土砂を取り除く補修工事も計画できないか。

答 通行に支障のある箇所から、農道維持補修で土砂排

除をしている。今後、舗装改修について、補助事業等がないか、調査・研究をしていきたい。

問 耕作道路を舗装していないため、ぬかるんで農家の方々が苦労している。全地域を対象に工事に取り組みえないか。

答 原材料支給等により、受益者に対応してもらっているが、補助事業等で整備できないか、県とも協議を重ね事業の検討をしていきたい。



改善が望まれる耕作道路

問 空き家に電線が引き込まれた状態で、漏電火災はないか。

答 電力会社の責任範囲である引込線までの漏電火災発生は、ないと聞いている。

問 今年創設した住宅リフォ

ーム助成事業で、空き家を借家にする時も適用できるか。

答 住宅リフォーム制度は、個人資産の形成や個人事業経費の補助は認めないため、空き家については対象としない。

問 市民へは住宅リフォーム助成事業の利用を、どう周知するのか。

答 広報紙等を通じて、四月から六月までの三か月間で周知を図り、七月一日からの申し込み開始となる。

その他の質問事項

○地域住民の支援について

SWC構想、農林水産業の振興及びごみ行政について



新川床金吾議員

問 SWC構想は、子供から高齢者まで健康づくりの対象となっているが、高齢者の医療費負担が最も高いと市長は認識している中で、高齢者に対する健康づくり、生きがいづくり、医療費の削減対策として、どのような健康づくりを講じたのか。

答 今後も医療費等の増大が予測されており、これらを抑制削減するため、平成二十四年度は、特定健診の受診率向上を目的とする、健康づくり応援クーポン事業を開始した。

問 かいもん山麓ふれあい公園の、現在利用されていない草スキー場と、スライダー跡地四万平方メートルを健康増進の場として、全国のパークゴルフ愛好家の観光振興施設として整備する考えはないか。

答 パークゴルフ場は、多少の起伏はいいが、できるだけ平らな土地が望ましいことから、公園内のフリーキヤンプ場が緩やかで芝生も生えているので、キャンプ場としての現状を生かしながら、閑散期においてパークゴルフ場として利用を図れないか検討を進めている。

問 水産加工業の振興策として、山川漁港で水揚げする船は、すべて枕崎港か鹿児島市の谷山港で検疫を受けているが、山川漁港で検疫をするための支援はできないか。

答 港の開港については、山川漁港はその基準をクリアしていない状況であるが、今後、県・市・漁協・加工組合等で、仮称、山川漁港

開港促進協議会を平成二十五年年初めに設立し、国へ陳情・要望申請を積極的に行う。



水揚げされる冷凍カツオ

問 指定ごみ袋の値上げ、ごみ減量化、資源化はどのような方々に説明したのか。

答 各地区の区長、あるいは公民館長等に説明した。

女性消防団、コンビニでの納税等及びいじめ問題について



高田チヨ子議員

問 女性消防団の現状等は。

答 女性消防団は、昨年四月に結成し、毎週水曜日に指宿市消防職員による消防規律訓練や、操法訓練の指導を受けている。

問 現在の十二名のメンバーは、大会終了後は、どうするののか。

答 大会終了後、どうするか等について、消防組合あるいは、消防団正副団長で組織する検討委員会を立ち上げ検討しようと考えている。

問 隊員以外の女性が加入できるのか。

答 先進地の事例等を参考に検討したい。

問 コンビニを利用した納税はできないか。

答 税金だけでなく、他の使用料等もかわるので、市民の皆さんの利便性と収納率を向上させるためにも、他市町の動向を参考に検討していく。

問 平日に納税できない方への対応は。

答 口座振替での納税や、諸事情により平日に自主納付できない方については、連絡いただければ、徴収嘱託員が臨戸徴収する。

問 安心して学校生活が送れるように、いじめ問題についての教育委員会としての対応は。

答 未然防止、早期発見、早

期対応の観点から指導してきた。

問 各学校での対応は。

答 どの学校においても、こころの教育や人間関係づくりを基盤とした活動を中心に捉え、思いやり、友情の尊さ等指導に取り組んでいる。

水資源の保全について



松下喜久雄議員

問 市民共有の大切な水を守りたい、その一念において質問するが、現在、河川・湖沼等の表層にある水資源については、個別の法規制がかけられている。しかし、地下水に対しては、ほとんど野放し状態に置かれている。

今、外国資本による山林の買収事例が増加しており、「外資による水資源買収懸念から十三道県条例規定検討、八道県で千二百三十四ヘクタールの森林が買われ、そのうち四百八ヘクタールが中国資本であった。」という新聞報道もあった。

本市においても、水道水源保護区域や池田湖周辺の水に興味を示されている方々も存在しており、決して北海道とかの他人事では

ない。外資や乱開発から水を守るために、条例整備を急ぐべきではないか。

答 水資源に関しては全く同じような問題を共有し、深刻にとらえているところである。本市の水資源には、池田湖・鰻池・唐船峡の京田湧水等があり、農業・観光など産業振興に活用されており、南薩地域における重要な資源であると思っ

ている。現在、わが国においては、地下水そのものについての法律は存在していないが、最近、外国資本等による森林等土地買収が進行顕在化し、健全な水環境を阻害する要因となりつつある。国は各自自治体の条例制定を後押しするための法整備が急務であると考えている。今後、本市としても国の動向を見据えながら水資源保全のための条例整備を検討していきたい。

**議会ライブ中継を
ご覧ください**

指宿庁舎、山川文化ホール、開開庁舎の各ロビーにおいて、議会の同時中継をしております。

議会の傍聴は、市政を知りよい機会ですので、議場にお越しになれる場合は、是非、各庁舎でご覧ください。

審議された主なことから

平成二十五年三月定例会では、条例に関する案件二十一件、平成二十四年度各会計補正予算に関する案件十件、平成二十五年各会計当初予算に関する案件八件、平成二十五年各会計補正予算に関する案件一件、その他の案件六件の計四十六件が審議されました。

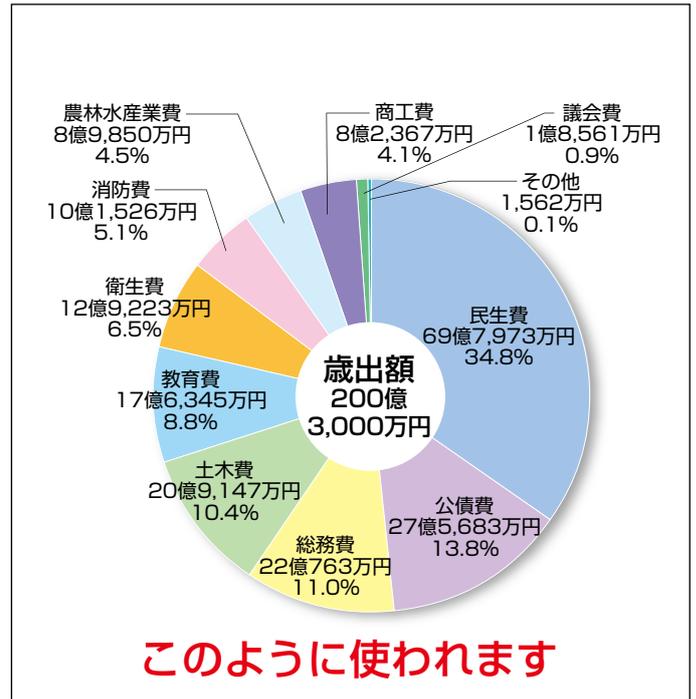
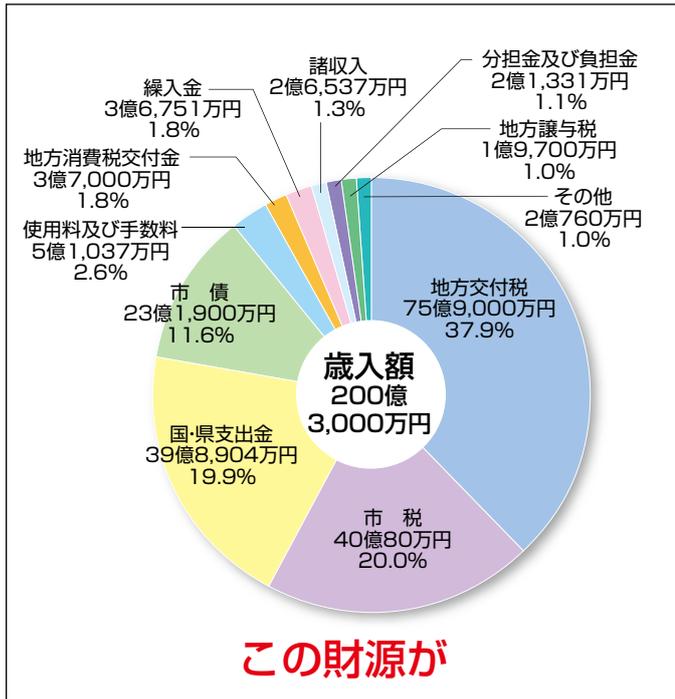
平成二十五年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の当初予算は、それぞれ所管の常任委員会において審査され、いずれも本会議で原案のとおり可決されました。

平成25年度各会計当初予算決まる

会計名		予算額	対前年度比
一般会計		200億3,000万円	-0.9%
特別会計	国民健康保険	76億1,669万9千円	-3.6%
	後期高齢者医療	5億9,677万円	0.6%
	介護保険	43億6,595万1千円	4.6%
	温泉配給事業	4,608万9千円	15.5%
	唐船峡そうめん流し事業	2億2,693万7千円	-0.5%
	公共下水道事業	15億5,226万1千円	34.7%
水道事業	収益的収入	7億2,924万2千円	-3.2%
	収益的支出	6億6,534万3千円	-0.8%
	資本的収入	713万円	(※1)-96.7%
	資本的支出	5億2,235万4千円	10.9%
合計(支出ベース)		356億2,240万4千円	0.5%

(※1) 前年度予算(2億1,503万3千円)に対する比較です。

平成25年度一般会計当初予算の内訳



本市の財政状況は行政改革大綱や集中改革プラン等に基づき、各種補助金の見直し、受益者負担金の適正化、職員の定員管理の適正化等による人件費の削減等に努めるとともに、財政調整基金等の増額確保や経常収支比率の改善により、少しずつ財政の健全化が図られています。

限りある財源を効率的かつ効果的に活用するため、実施事業についても峻別と重点化を図っています。歳出面では、事業見直し等による内部管理経費を削減する一方で、少子高齢化により年々増大する社会保障関係費等の増額や助成制度の拡充を図り、また、本市の課題となっていたSWC構想事業や農業者支援振興事業及び地域経済の活性化を図った施策等の事業費の確保、さらには、危機的な財政運営となつている国民健康保険特別会計への財政支援も昨年度に引き続き、予算措置されています。

また、歳入の編成については、ふるさと応援基金等の効果的活用や、償還元金を上回らないよう新規起債発行額を抑制し、新たな行政課題や市民ニーズに適切に対応する必要がある施策については、予算の重点配分に努めています。

なお、一般会計予算の、主な事業は次のとおりです。

主な事業内容

○土地区画整理事業

5億5,023万円

湊土地区画整理事業及び十町土地区画整理事業の家屋移転、道路築造等に伴う事業費です。

○デジタル防災行政無線施設設置事業

2億23万4千円

デジタル防災行政無線（同報系）施設を指宿地域から順次設置し、災害時の情報伝達手段の整備に伴う事業費です。

設置工事 指宿地域

○予防接種事業

1億1,342万3千円

感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するため予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図る事業費です。

○活動火山周辺地域防災営農対策事業

8,419万1千円

活動火山周辺地域防災営農対策事業の推進及び施設整備に係る事業費です。

・野菜生産組合 2組合
・畜産生産法人 1法人

○資源ごみ分別収集管理事業

5,707万8千円

環境保全とごみの減量化を図るため、一般廃棄物監視員及び指導員の雇用並びに地区立会収集に係る地区還元金を補助し、資源ごみ分別化への誘導を図る事業費です。

○母子保健推進事業、子育て支援事業

4,879万5千円

保健指導、健康診査、医療保険による乳幼児精密検査の措置を講じて母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図る。新たに、未熟児に対する養育医療の給付を行います。また、育児相談、親子教室、発達相談会を実施し、母子の健康の保持・増進を図るための事業費です。

○青年就農給付金事業費

4,800万円

経営の不安定な就農初期段階（5年以内）の青年就農者に対して給付金を給付する事業費です。

年間150万円 最長5年

○消防ポンプ自動車購入事業

3,759万円

石油貯蔵施設立地対策事業及び過疎対策事業を活用して、経年劣化した消防ポンプ自動車を年次的に更新し、消防力の増強を図る事業費です。

導入分団

- ・十町東部分団
- ・池田分団

○指宿版SWC構想事業

3,517万4千円

市民の健康寿命を伸ばし、医療費を削減することを目的として指宿版SWC構想を策定し、健康のまちづくりを目標とする事業費です。

※健康なまちは、健康で生きがいを持ち、安全安心で豊

かな生活を営めるまちで、取り組みとして、健康づくりに関心がある方はもちろん、そうでない方も参加して、市民全体で生活習慣病や寝たきりを予防するまちづくりをめざそうとするものです。

○住宅リフォーム助成事業

3,000万円

自らが所有し、かつ居住する住居を市内の建築業者を利用した住宅リフォームで、工事費が20万円以上を補助対象とし、経費相当額の10%、上限額10万円以内で補助する事業費です。

○防火水槽新設事業

1,660万円

火災発生時の消火活動に対応するための消火水源の確保及び延焼の拡大防止を図るため、防火水槽（耐震性貯水槽）を新設し、消防力の増強を図る事業費です。

- 防火水槽（耐震性貯水槽40m型）新設工事
- ・山川小川地内
- ・池田地内

○生ごみ処理機器購入補助

1,600万円

家庭及び事業所から排出される生ごみの減量化とごみ減量意識の醸成を図るための補助金です。

生ごみ処理機器購入補助額

	補助率	限度額
家庭系	1/2	5万円
事業系	1/2	250万円

○特別支援教育支援員配置事業

1,320万6千円

特別な支援が必要な児童に対し、適切な指導及び支援を行うため、特別支援教育支援員を配置する事業費です。

※特別支援教育支援員とは
特別支援教育の発達に伴って、児童一人ひとりの細かな教育的ニーズを把握し支援するために、学校や担

任の先生を助ける者をいいます。

○安全灯補助事業

1,238万6千円

環境問題等にも配慮しながら、安全・安心なまちづくりを促進するため、地区等が設置する街灯（安全灯）の設置費用、補修費用及び維持費用（電気料）に対する補助を行う事業費です。

○市内循環バス運行事業

1,205万円

高齢者をはじめとする交通弱者等への交通手段の確保及び交通空白地の解消を図るため、市内循環バスを運行するとともに、利用促進を図る事業費です。

○提案公募型補助事業

518万8千円

市民活動団体等が、協働のまちづくり指針に基づき、公開性、相互理解、目的目標の共有、対等な関係、自主性・自立性の尊重、相互評価という視点を持ちながら取り組む

新たなまちづくり事業に対し、当該活動費（事業費）の一部を補助する事業費です。

○がんばる農業者・起業支援事業

370万2千円

講演会の開催、研修費補助、起業相談機会の創設等により起業志向農家等やる気ある農業者を支援するとともに、販路調査や研修等により支援環境を整備する事業費です。



○市民活動支援のための物品・
公用自動車貸出事業

31万5千円

地域の自治会、ボランティア、NPO活動団体等のみならず、NPO活動団体等のみならず、地域活動を側面から支援するため、団体等が主体的に行う公益活動に関し、市が保有する備品等の貸出を行う事業費です。



平成二十五年度

一般会計補正予算

(第一号)

総額200億6,297万円に

起業支援型地域雇用創造事業が創設されたことに伴う、地域特産品再開発支援事業として、歳入・歳出にそれぞれ三千二百九十七万円を追加するものです。

○地域特産品再開発支援事業

3,297万円

平成二十四年度

一般会計補正予算

(第十一号・第十二号)

総額209億4,970万1千円に

事業費の確定や支出見込みに対する不足額及び不用額の整理のほか、共済組合負担金保険料率改正に伴う共済費の増等、安心子ども基金総合対策事業費補助金を活用した保育所緊急整備事業費等を計上し、歳入・歳出からそれぞれ三億一千三百八十九千円を減額するものです。補正の主な内容は、次のとおりです。

○南指宿中学校体育館耐震補強及び大規模改造事業

1億1,142万円

○保育所緊急整備事業

9,531万5千円

○国民健康保険特別会計に対する一般会計繰出金

1,370万2千円

○水道本管布設替に伴う消火栓取替設置負担金

247万5千円

○観光振興基金積立金

184万7千円

可決された主な条例

○指宿市議会政務調査費の交付に関する条例(一部改正)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、名称を政務調査費から政務活動費に改め、交付の目的にその他の活動を加え、政務活動費に係る地方自治法の引用条項を整理するとともに、これまで規則で定めていた使途基準について、政務活動費を充てることのできる経費の範囲として支出できる項目及び内容を定めたものです。

なお、今回の政務調査費制度の見直しは、議員活動の活性化を図るためのものであり、その運用については、国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて使途の透明性の向上を図ることが国会での法案審議の過程で附帯決議に明記されています。

施行期日 平成25年3月1日



○指宿市防災会議条例 (一部改正)

災害対策基本法の一部改正及び指宿地区消防組合の名称の改正をしたものです。

改正の主な内容

- ・平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、防災会議の所掌事務に、「市長の諮問に依りて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び「重要事項に関し、市長に意見を述べること」を追加すること。
- ・防災会議委員に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を追加し、「委員の定数を35人以内から38人以内にする」と。
- ・委員である「指宿地区消防組合消防長」を「指宿南九州消防組合指宿消防署長」に改める。

施行期日 公布の日

○指宿地区消防組合の名称変更による改正規定は、平成25年4月1日

○任期の特例として、新たに任命する者の任期は、任命した日から平成26年3月31日まで

○指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (一部改正)

学校薬剤師の報酬を近隣市との均衡を図るため、及び大学教授等の委員の取扱いを統一するため、この条例の所要の改正をしたものです。

(単位：円)

委員等	改正前	改正後
学校薬剤師(年額1校につき)	33,600	52,300
環境保全審議会委員(日額)	12,000	15,300
		大学教授及びこれと同等者と認められる職にある者
住居表示審議会委員(日額)	4,700	15,300
行政改革推進委員会委員(日額)	4,700	15,300
総合振興計画審議会委員(日額)	4,700	15,300
地域審議会委員(日額)	4,700	15,300
廃棄物減量等推進審議会委員(日額)	4,700	15,300

施行期日 平成25年4月1日

○指宿市乳幼児等医療費助成
条例 (一部改正)

市町村民税非課税世帯以外の世帯の取扱いを、市町村民税非課税世帯と同様にするため、この条例の所要の改正をしたものです。

改正の主な内容

○市町村民税非課税世帯以外の世帯について、乳幼児等一人一か月の保険給付に係る一部負担金合計額から三千円を控除して助成していたものを、市町村民税非課税世帯と同様、全額助成するものです。

施行期日 平成25年6月1日

※乳幼児等とは

出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

○指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例 (一部改正)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしたものです。

改正の主な内容

○指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における「兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限り)」を加えるもの。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限るものです。

施行期日 公布の日



○指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 (一部改正)

児童扶養手当法施行令の改正に伴い、助成対象児童の範囲が拡大され、父又は母が、「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童も児童扶養手当の支給対象になったため、

これに準じて、当該児童をひとり親家庭等医療費の対象とするようになったため、この条例の所要の改正をしたものです。

施行期日 公布の日

○指宿市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例 (制定)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例を制定したものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、

一般廃棄物処理施設を有する市町村は、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を条例で定めることとなり、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められていた技術管理者の資格と同様に、技術士法に基づく衛生工學部門の技術士等4つの資格基準を定めたものです。

施行期日 平成25年4月1日

○指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例 (制定)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部改正が行われたことから、この条例を制定したものです。

○概要

道路法の一部改正により、これまで国の法令で定められていた市道に関する車線の幅員等構造の技術的基準について、国の定める基準を参酌して、条例で定めたものです。

○制定の主な内容

- ・車線等、車線の分離等
- ・副道、路肩、停車帯
- ・自転車道
- ・自転車歩行車道
- ・歩道、植樹帯
- ・設計速度
- ・車道の屈曲部
- ・視距等
- ・縦断勾配
- ・登坂車線の縦断曲線
- ・舗装
- ・排水施設
- ・交通安全施設他

施行期日 平成25年4月1日

○指宿市道路標識の寸法等を定める条例 (制定)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部改正が行われたことから、この条例を制定したものです。

○概要

道路法の一部改正により、これまで国の法令で定められていた市道に関する案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、国の定める基準を参酌して、条例で定めたものです。

○制定の主な内容

- ・道路標識の標示板の寸法
- ・道路標識の文字及び記号の寸法
- ・道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法

施行期日 平成25年4月1日



○指宿市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 (制定)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、河川法の一部改正が行われたことから、この条例を制定したものです。

○概要

河川法の一部改正により、これまで国の法令で定められていた「準用河川」における河川管理施設及び河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なもの構造について河川管理上必要とされる技術的基準について、国の定める基準を参酌して、条例で定めたものです。

○制定の主な内容

堤防、床止め、堰、水門及び樋門、橋、伏せ越しの構造、材質、高さ等

施行期日 平成25年4月1日

○指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例 (一部改正)

第二次集中改革プランに基づき、行財政改革を進めていく中で、財政健全化をより推進していく必要があることから、所要の改正をしたものです。

改正の内容

▽市長・副市長・教育長

給料月額を10%減額 (平成25年4月1日)

平成26年3月31日

施行期日 平成25年4月1日



○指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正)

平成23年の人事院勧告の趣旨に基づき、指宿市職員の給料を減額改定するため、所要の改正をしたものです。

○改正の主な内容

平成18年7月に導入した新給与制度に伴う現給保障額について、平成25年度以降に支給する当該現給保障額の取扱について、段階的に減額するものです。

・平成25年4月1日

平成26年3月31日

差額相当額の2分の1及び4分の1 (それぞれその額が五千円を超える場合は、上限五千円) を減額

・平成26年4月1日

平成27年3月31日

差額相当額の2分の1、4分の1及び8分の1 (それぞれその額が五千円を超える場合は、上限五千円) を減額

・平成27年4月1日

平成28年3月31日

差額相当額の2分の1、4分の1、8分の1及び16分の1 (それぞれその額が五千円を超える場合は、上限五千円) を減額

・平成28年4月1日以降

差額相当額を支給しない

施行期日 平成25年4月1日

公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定に同意

指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出された、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定議案に同意しました。

概要

・協定の目的

指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場建設 (土木・建築) 工事

・協定の方法

随意契約

・協定の金額

十二億一千七百万円

陳情審議結果

三月定例会では、新たに提出された陳情四件を所管の常任委員会で審査し、本会議で三件が不採択となり、一件が閉会中の継続審査となりました。

内容については、次のとおりです。

○不採択となった陳情

・陳情第一号

「原発を巡るできごとが非常に不自然であることを理解した上で政策論議をして頂くことを求める陳情」

付託委員会 総務水道委員会

・陳情第二号

「オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書」

付託委員会 総務水道委員会

・陳情第三号

「山川幼稚園の廃止撤回と平成25年度の運営継続を求める陳情書」

付託委員会 文教厚生委員会

●閉会中の継続審査となった陳情

・陳情第四号

「指宿市議会議員定数削減に関する陳情書」

第一回臨時会で審議された主なことから
 平成二十五年第一回臨時会では、平成二十四年度補正予算に関する案件二件が審議されました。

【第一回臨時会日程】

2月8日 本会議

- 会期の決定
 - 提出議案の提案理由説明
 - 議案質疑・委員会付託
 - 総務水道委員会
 - 文教厚生委員会
 - 産業建設委員会
- 2月15日 本会議
- 各常任委員会の審査結果報告及び審議

一般会計補正予算

予算総額 212億6,351万円に

今回の補正により、一般会計の歳入・歳出にそれぞれ三千三百六十七万三千円が追加され、予算の総額は二百十二億六千三百五十一万円となりました。

補正の内容は、次のようなものがあります。

○企画費

1,457万5千円

砂むしの里「交流の広場」

整備工事に併せて、敷地内泉源から砂むし会館「砂楽」に温泉を給湯するための地下タンク設置等の追加工事費の計上と、旧船員保険保養所解体工事費の確定に伴う工事請負費の減額です。

○常備消防費

1,007万3千円

指宿市・南九州市消防広域化に伴う消防施設備品購入費や組合名称変更に伴う看板、車両、被服の名称書き換え委託料等の移行準備経費等に係る指宿市の負担金の増額です。

○老人福祉費

902万5千円

NPO法人ケアネットが国の地域介護・福祉空間整備事業費補助金を活用して導入するケアコール端末等の備品購入事業費に対する補助金です。

平成25年第1回臨時会に付議された議案審議結果一覧

議案番号	件名	議決結果
1	平成24年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について	原案可決
2	平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について	原案可決

平成24年行政視察受入状況

受入数	人数	主な内容
38議会	228名	○道の駅(彩花菜館・活お海道)の管理運営について ○観光振興(観光客誘致、おもてなし事業等)について ○時遊館COCCOはしむれの運営管理について ○メディポリス指宿構想について ○市内循環バスについて など

本市来訪

平成二十四年中、左記のとおり本市に多くの市議会から行政視察においていただきました。
 本市も常任委員会ごとに、他市の先進的事例について視察を行い、市政に反映させ、市民の生活の向上のために、今後とも努力してまいります。

常任委員会とは

地方公共団体の議会が一定部門の当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行わせるため、条例で定め、常設した委員会です。

特性は、本会議の下審査機関として、専門的立場から詳細かつ能率的な審査を行い、各種の意見を調整し、その経過と結果を本会議に報告することにより、他の議員の表決の参考資料を提供することです。



ホームページで会議録を閲覧できます

市ホームページで本会議の会議録を、平成二十一年第一回定例会（三月議会）から閲覧できます。

なお、平成二十年第四回定例会以前の会議録は、従来どおり市議会事務局、山川・開聞庁舎、図書館で閲覧することになります。

平成25年第1回定例会に付議された主な議案審議結果一覧

議案番号	件名	議決結果
3～10	平成24年度指宿市一般会計・特別会計補正予算について	原案可決
12	指宿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	原案可決
13	指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
14	指宿市防災会議条例の一部改正について	原案可決
17	指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について	原案可決
18	指宿市飲料水供給施設条例の一部改正について	原案可決
19	指宿市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について	原案可決
20	指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
21	指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について	原案可決
22	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決
23	指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について	原案可決
24	指宿市道路標識の寸法等を定める条例の制定について	原案可決
26	指宿市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	原案可決
27	指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について	原案可決
28	指宿市都市公園条例の一部改正について	原案可決
29	指宿市下水道条例の一部改正について	原案可決
30	指宿市屋外広告物条例の一部改正について	原案可決
31	市道の認定について	原案可決
32～39	平成25年度指宿市一般会計・特別会計予算について	原案可決
40	指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定について	同意
41	平成24年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について	原案可決
42	平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）について	原案可決
43	平成25年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
44	指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について	原案可決
45	指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	原案可決
46～48	所管事務の調査について	原案可決

※件名は一部省略して掲載しています。

* 議会日程(予定)のご案内 *

平成25年第2回定例会（6月議会）が下記のとおり予定されています。

招集・議案上程	6月6日(木)
一般質問	6月20日(木)・21日(金)・24日(月)
委員長報告・表決	6月27日(木)

※日程等は変更されることがありますので、傍聴の際には、予めお問い合わせください。
TEL 22-2111 内線511・512



編集後記

指宿市は、住民が健康で元気に暮らせる「健幸のまちづくり」の推進を本年度の施策に加えました。歩くことを中心にした健康づくりの推進です。

三月二日の「健幸のまちづくりシンポジウム」の講演で筑波大学大学院の久野譜也教授は「都会の人に比べて地方の人ほど車の利用が多く歩くことが少ない」と指摘しました。

住民が自然に歩く環境を提供することが大切です。

住民が徒歩で集まり、スポーツをする運動広場をもっと各地に増やしてほしいものです。

広報委員 六反園 弘